

所沢市水道告示第 15 号

制限付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 2 日

所沢市水道事業管理者 澁谷 好彦

記

1 入札に付する事項

(1) 入札件名

量水器口径 13 mm（検定満期取替用）の新品（購入単価）

量水器口径 20 mm（検定満期取替用）の新品（購入単価）

量水器口径 25 mm（検定満期取替用）の新品（購入単価）

(2) 予定数量

量水器口径 13 mm（検定満期取替用）の新品 8,200個

量水器口径 20 mm（検定満期取替用）の新品 10,100個

量水器口径 25 mm（検定満期取替用）の新品 300個

(3) 物品の特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限（予定）

口径 13 mm

7 月中旬 2,500 個

11 月中旬 2,500 個

3 月中旬 3,200 個

口径 20 mm

7月中旬 3,300個

11月中旬 3,400個

3月中旬 3,400個

口径25mm

7月中旬 200個

3月中旬 100個

(上記以外にも発注することがあります。)

(5) 納入場所

当市指定場所

(6) 入札方法

第1号 から までの物品ごとに入札に付し、それぞれ単価により行う。

2 入札参加資格に関する要件

この入札に参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 所沢市水道事業資材指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、「取扱品目」に「量水器」の登録を有する者であること。

(2) 所沢市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 第1号に掲げる者以外の者で、当該入札に参加を希望する者で、入札日より起算し、過去2年間において一定規模以上の納入実績を2回以上有する者。

なお、一定規模以上の納入実績とは、年間を通じた単価契約とし、年数回に分けて発注することから、単価契約においては、新品の年間取引数量5,000個以上、総価契約においては、新品で1契約2,000個以上の取引とする。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

3 契約条項等

所沢市契約規則（昭和39年告示第101号）については、所沢市水道庁舎2階水道部総務課において閲覧することができる。

4 入札日時及び場所

(1) 入札日時

第1項第1号の物品ごとに次のとおりとする。

平成20年5月20日 午後1時30分

平成20年5月20日 午後2時00分

平成20年5月20日 午後2時30分

(2) 入札場所

所沢市宮本町二丁目21番4号

所沢市水道庁舎3階 大会議室

5 入札参加申込み

入札参加の申込方法は、次のとおりとする。

(1) 受付日時及び方法

平成20年5月2日（金曜日）から平成20年5月15日（木曜日）までの土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に入札参加申込書を持参するものとする。

なお、入札参加申込書に量水器取引実績調書を添付するものとする。

(2) 提出先

所沢市宮本町二丁目21番4号

所沢市水道部総務課 電話 04 - 2921 - 1084

6 入札保証金

(1) 入札に際しては、所沢市契約規則に定める所定の入札保証金を納めなければならない。

ア 入札保証金納付日時 平成20年5月20日（火曜日）

午前10時から午前11時まで

イ 入札保証金納付場所 所沢市水道庁舎3階大会議室

(2) 所沢市契約規則第5条第1項第1号、第2号に該当し入札保証金の

納付の免除を受けようとする者は、平成20年5月2日（金曜日）から平成20年5月15日（木曜日）までの土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に所定の入札保証金納付免除申請書をもって水道事業管理者に申し出なければならない。

7 契約保証金

契約金額（総価）の100分の10以上とする。ただし、所沢市契約規則第18条第1項のいずれかに該当するときは免除とする。

8 内訳書、仕様書の配布

本入札に係る内訳書、仕様書を次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 平成20年5月2日（金曜日）から平成20年5月15日（木曜日）までの土曜日、日曜日を除く毎日
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 配布場所 所沢市宮本町二丁目21番4号
所沢市水道庁舎2階 総務課

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札参加者は、所沢市契約規則、内訳書、仕様書を熟覧のうえ1個当たりの単価で入札しなければならない。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額とすること。

また、購入数量と同等数のスクラップ量水器の引取りを一体とした契約とするので、入札書、見積書に記載する金額は、新品単価からスクラップ単価を差し引いた金額とし、併せて入札書、見積書には、所定の内訳書を添付すること。

引取り時期については、購入時期と相違する場合があることに留意すること。

- (3) 入札参加者は、前項の場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (4) 入札書は、所定の様式により作成し、封かんのうえ入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。

- (5) 入札書は、持参しなければならない。
- (6) 入札参加者が、代理人をもって入札させるときは、所定の委任状を持参させなければならない。
- (7) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (8) 入札開始後入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

10 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 当該制限付一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札又は押印された印影が明らかでない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 記載事項に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした入札
- (8) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (9) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の中止

入札参加者が3人以下の場合は入札を中止する。

13 落札者の決定方法等

落札者は、当市の予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。（落札者がいないときは再度入札を行い、入札回数は2回とする。再度の入札で落札者がいないときは、2回目の入札において最低の価格、及び次位の価格を提示した者により、所定の見積書による見積合わせを2回行い、それでもなお予定価格に達しない場合は、最低金額を示した者と協議して決定する。このため、入札書は2枚、見積書は3枚必要となるので注意すること。）

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当

該入札者をした者にくじをひかせて落札者を決定する。

14 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

15 異議の申立

入札を行った者は、入札後において、所沢市契約規則、内訳書、仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

問い合わせ先

公告の内容

所沢市水道部総務課財務担当

電話 04 - 2921 - 1084

仕様書の内容

所沢市水道部営業課量水器担当

電話 04 - 2921 - 1080